

# 飛翔会規約

## (名 称)

第1条 本会は、三重県立公衆衛生学院 歯科衛生学科同窓会「飛翔会」と称する

## (事務所)

第2条 本会の事務所は原則的に、会長宅に置く。

## (目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と資質の向上を図ると共に、母校を見守り、母校の発展に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 2, 会員相互の連絡親睦を図るための事業。
- 3, 会員の福利厚生、学業研究を増進するための事業。
- 4, 学院の教育の進展に資する事業。
- 5, その他、本会の目的達成に必要な事業。

## (会 員)

第5条 本会の会員は、本学院歯科衛生学科を卒業した者で組織する。

## (会員の義務)

第6条 会員は本会の目的達成のため協力し、住所・氏名・連絡先等を変更したときはすみやかに本会に届けなければならない。

- 2, 卒業時に本会員登録と、個人情報の取り扱いについての同意書を提出する。

## (役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
会 計	1名
書 記	1名
監 事	1名
理 事 (庶務)	若干名 (各回生代表者)

## (役員を選任)

第8条 会長は総会において選任する。

- 2, 役員は本会の会員でなければならない。
- 3, 役員は会長が会員の中から任命する。

## (役員の仕事)

第9条 会長は本会を代表し会務を総括する。

- 2, 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時は会長の職務を代行する。
- 3, 会長は本会の会計を司る。
- 4, 書記は理事会等を含め、本会運営活動の状況を明確に記録する。
- 5, 監事は本会の会計・事業を監査する。
- 6, 理事は会長の旨を受けて会務を分掌する。

(役員任期)

第10条 役員任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

2, 役員は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(総会および会議)

第11条 本会の会議は、総会および理事会とし、会議の議事は出席者の過半数をもって決する。但し  
可否同数の場合は会長の決するところによる。(委任状を含む)

2, 会議は会長が招集し、総会に出席した会員の中から議長を1名選出する。

3, 総会は毎年1回を定例とし、会長が招集する。また、次の事項を審議する。

役員選任

予算および決算

本会の事業に関する事項

その他

4, 役員会は、会長が必要と認めるときこれを開催する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

2, 本会の運営費は、会員が入会時に搬出する終身会費で1人10,000円を卒業時に一括収める。

3, 既に納入した会費は返還しない。

(個人情報の取り扱いについて)

第13条 会員の個人情報は、本会規約第4条に定める目的を達成するための事業を行うにあたり、必要な範囲で利用する。

2, 個人情報の第三者提供については、他団体(県・歯科医師会・歯科衛生士会など)が、研修会や調査などに関する案内を知らせるために提供を求められた場合はそれを許可する。

(雑則)

第14条 本会の運営に関して必要な細則は、役員会の決議によって定めることができる。

附則 本規約は、2002年6月23日より施行する

附則 この改正規約は、2022年5月15日より施行する。